



☎(5662)0400  
介護のことで悩んだり、ストレスを感じたら、気軽にお電話ください。  
☎ 月～金曜 8時30分～17時

■発行/江戸川区 ■編集/広報課 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎(3652)1151(代表) FAX(3652)1109 ホームページ http://www.city.edogawa.tokyo.jp/

# 6月30日(木)は住民税の納期限(第1期)です

## 住民税(特別区民税・都民税)の納め方

### 自営業・アルバイト収入など 個人で納める方 → 普通徴収

～個人で納付してください～ (年4回)

「特別区民税・都民税納税通知書」を、6月10日(金)に送付します。同封の納付書で納めてください。

| 23年度納期限 | 第1期      | 第2期      | 第3期       | 第4期         |
|---------|----------|----------|-----------|-------------|
|         | 6月30日(木) | 8月31日(水) | 10月31日(月) | 24年1月31日(火) |

**納める場所** 区役所、各事務所、特別区指定の金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・農協など)、関東地方各都県および山梨県のゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ(コンビニエンスストア)

### 納税には便利なコンビニ、口座振替のご利用を

◇**コンビニで**⇒コンビニで納付できるバーコード付き納付書を送付します。ただし、納期限を過ぎた納付書、1枚の金額が30万円を超える納付書では納められません。区役所、各事務所、金融機関で納めてください。



◇**口座振替で**⇒納め忘れの心配がなく、納めに行く手間がかかりません。口座振替依頼書は区役所、各事務所で配付しています。また、区ホームページでもダウンロードできます。

☎ 納税係 ☎(5662)1013

### サラリーマンなど会社で 納める方 → 特別徴収

～勤務先で給与から差し引かれます～  
(6月～24年5月までの毎月)

「特別区民税・都民税特別徴収税額の決定通知書」を、区から勤務先へ5月11日に発送しました。勤務先からお受け取りください。

### 転職・退職する方はご注意を

- ◎**転職する方**⇒新しい勤務先で特別徴収を継続できない場合は、普通徴収になります。納税通知書を送付しますので、同封の納付書で納めてください。
- ◎**12月末までに退職する方**⇒特別徴収を継続できない分は、普通徴収になります。退職後に納税通知書を送付します。同封の納付書で納めてください。  
※納付回数・時期は退職時期により異なります。
- ◎**24年1月以降に退職する方**⇒退職時の給与や退職金などから一括で徴収されます。給与明細書などでご確認ください。

昨年、23区内の複数の清掃工場において、水銀を含むごみ原因で、焼却炉を停止する事態が発生しました。焼却炉が停止すると、ごみの収集が遅れるだけでなく、清掃工場の設備復旧に多くの時間と費用がかかります。また、このような事態が多発すると、ごみの収集ができなくなり、みなさんの生活に深刻な影響をもたらすこととなります。

## 「水銀を含むごみ」の出し方にご注意!

区民・事業者のみなさんが、正しい分別方法でごみを出していただくようお願いいたします。



### 家庭から出る水銀を含むごみの出し方

◎水銀体温計・水銀血圧計・蛍光灯・燃やさないごみの日に出してくだ

◎ボタン型電池は販売店の回収ボックスへ出してくだ

ごみ収集車へ入れてくだ

### 事業所から出る水銀を含むごみの出し方

法律・条例に基づき、廃棄物の処理・運搬を許可された業者に委託をす

るなど、適正な処理をお願いします。

☎ 清掃事業係 ☎(5662)8434

## 震災により影響を受けた中小企業者を対象に「東日本大震災復興緊急保証」を新設

政府は、東日本大震災により直接的・間接的に被害を受けた中小企業者を対象に、「東日本大震災復興緊急保証」を創設しました。

- この保証制度は、既にあるセーフティネット保証など、信用保証協会の制度に加えて、経営の安定に必要な資金の借り入れを支援するものです。
- 保証限度額** 無担保8000万円、最大2億8000万円
- 保証期間** 10年以内(据置期間2年以内)
- 利子補給** 区では、この保証に対応した東京都の融資制度「災害緊急」を利用した区内事業者を対象に利子補給を行い、返済の負担軽減を支援していきます。

|            | 対象者 (①～④のいずれかに該当)                                     | 制度利用の要件                                 |
|------------|---|---|
| 特定被災区域内(※) | ①地震・津波などにより直接被害を受けた中小企業者(原発事故の警戒区域等内に事業所を有する中小企業者を含む) | 被災地の自治体が発行する「災証明書(警戒区域等内の事業者は登記簿など)」の提出 |
|            | ②震災の影響により業況が悪化している中小企業者                               | 震災後の3か月の売上高などが前年同期と比べ10%減少              |
| 特定被災区域以外   | ③特定被災区域内の事業者と取引関係があり、業況が悪化している中小企業者                   | 震災後の3か月の売上高などが前年同期と比べ15%減少              |
|            | ④風評被害による契約の解除などの影響で急激に業況が悪化している中小企業者                  |   |

※岩手県・宮城県・福島県の各全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。  
◎②～④は、上記要件についての区の認定書の提出が必要です。  
◎認定基準・必要書類・申請手続きなど、詳しくは、区ホームページをご覧ください。

カセットボンベ・スプレー缶・使い捨てライターなどは、ごみ収集車の火災の原因になります。必ず使い切ってから、ほかの燃やさないごみと分け、中身が見える別の袋で出してください。☎清掃事業係 ☎(5662)8434